

国自環第14号
国自審第131号
平成28年4月20日

三菱自動車工業株式会社 代表取締役 殿

国土交通省自動車局長

三菱自動車工業の排出ガス・燃費試験の不正事案に係る調査指示

今般、貴社より、型式指定取得時の排出ガス・燃費試験の実施にあたり、走行抵抗の設定に不正行為があったことが発覚したとの報告があったところである。

かかる事態は、自動車認証制度の社会的な信用を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

については、道路運送車両法第100条に基づき、本事案の全容について早急に調査を実施し、その詳細を平成28年4月27日(水)までに報告するよう指示する。